

本人通知制度の登録

《申込み・問合せ》 市民課

☎ 21-9015 または各振興局市民福祉課

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄・抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対して、証明書を交付した事実を郵便で知らせる制度です。

この制度により、証明書の不正取得の早期発見や不正請求の抑止を図ることが期待されます。

通知の対象となる証明書

- ▽住民票の写し(除票を含む)
- ▽住民票記載事項証明書
- ▽戸籍の謄・抄本(除籍謄・抄本を含む)
- ▽戸籍記載事項証明書
- ▽戸籍の附票(除附票を含む)

通知する内容

- ▽証明書の交付年月日
 - ▽交付した証明書の種別(住民票の写し、戸籍謄本など)
 - ▽交付部数
 - ▽交付請求者の種別
- ※事前登録者の代理人(ただし、法定代理人を除く)に

交付した場合は、代理人の氏名等もお知らせします。

事前登録の手続き

通知を希望する場合は、事前に登録が必要です。

▼登録対象者

- ▽本市住民基本台帳に記録されている方(消除者を含む)
- ▽本市の戸籍に記録されている方(除籍者を含む)

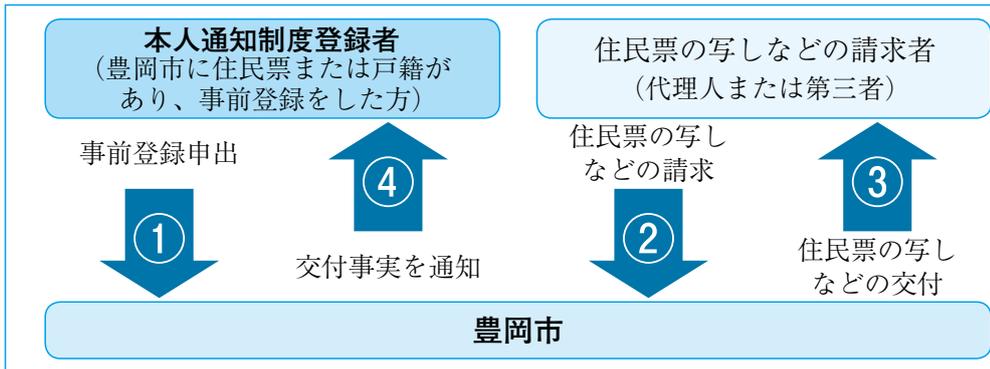
▼登録に必要なもの

- ▽本人通知制度事前登録申出書(市民課または各振興局市民福祉課窓口にあります)
 - ▽本人確認書類(官公署が発行した免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ※やむを得ない場合は代理人が申し出ることもできます。詳しくは窓口で問い合わせてください。

登録期間

登録日から2年を経過したあとに最初に到来する8月31日までです。

本人通知制度の流れ



償却資産の申告 滞りどなるか?



固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産(事業用の資産)も課税対象です。申告書を提出していない方、修正申告が必要な方は早急に申告書を提出してください。

《申告書提出・問合せ》 税務課 ☎ 21-9046 または各振興局市民福祉課

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産です。土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

Q 対象となる償却資産は何か?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上したものは全て償却資産の申告対象です。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告の対象にはなりません。

Q 償却資産の申告は必要ですか?

A 償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。申告は資産の多少にかかわらず必要です。また、該当資産がない場合も申告をお願いします。

※償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形式の申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。 ※申告書・明細書は税務課および各振興局市民福祉課にあります。

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得状況届を提出してください

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方(所得制限により支給停止の方を含む)は、それぞれ現況届、所得状況届を提出してください。

該当者には提出期間までに必要書類を送付します。この届で8月分以降(児童扶養手当は11月分以降)の受給資格を確認するため、提出がないと8月分以降(児童扶養手当は11月分以降)の手当が支給できません。

所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届出は必要です。

▼提出期間

- ①特別児童扶養手当は、8月9日(金)～9月11日(水)
- ②①以外は、8月9日(金)～30日(金)

▼提出先 社会福祉課または各振興局市民福祉課

児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象者

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、所得制限があります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者

特別障害者手当

日常生活で常時特別の介護が必要な最重度の障害者で20歳以上の在宅の方が対象です。※施設に入所または長期入院(児童は除く)している方は対象になりません。対象となるには障害の程度、所得制限等条件があります。詳細は問い合わせください。

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、所得制限があります。※右記2手当は児童が福祉施設に入所している場合は対象になりません。

障害児福祉手当

日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方が対象です。

《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎24-70331(児童扶養手当)、社会福祉課障害福祉係 ☎24-7033(児童扶養手当以外)

ひとり親家庭の皆さんへ 夏の休日相談会・現況届も受付

母子・父子相談

▼日 8月18日(日)
▼場所 立野庁舎 1階
▼対象 ひとり親

手当や子育てのこと、子どもの教育や生活にかかるお金のことなど、疑問や不安を一人で抱えていませんか。離婚前の相談も可。母子・父子自立支援員と一緒に解決方法を考えます。

▼時間 午前10時～午後4時
▼場所 相談室

ハローワーク出張相談

ハローワーク豊岡の臨時相談窓口を設置します。仕事探しの悩みを相談してください。正社員求人も用意しています。

▼時間 午前10時～午後4時
▼場所 相談室

養育費個別相談

養育費の請求や不履行、再婚による減額、面会交流など相談してください。離婚前や夫婦での相談も可。家庭問題情報センター主任研究員(元家庭裁判所調査官)が相談に応じます。

▼時間 正午～午後4時
▼場所 相談室

児童扶養手当現況届受付

1日限りの休日受付です。

▼時間 午前10時～午後5時
▼場所 社会福祉課

《申込み・問合せ》社会福祉課 ☎24-70331

